

新しいタイプが出始めた 種類株式の 活用をめぐる最新動向

近年の上場会社による種類株式の発行事例

平成27年6月開催の株主総会において、わが国を代表する企業であるトヨタ自動車(株)(以下、「トヨタ」という)がA型種類株式を発行することが決議された。同社の平成28年3月期の有価証券報告書によれば、4,710万株(同有価証券報告書提出日時点)のA型種類株式が発行されたとのことである。

このA型種類株式は、①元本保証、②優先配当、③譲渡制限、④普通株式への転換請求が可能といった特徴を持った種類株式であり、法形式上は株式であるが、経済的実質は議決権を付与された転換権付社債ともいべきものである。当該種類株式の発行について、トヨタのプレス

リリースによれば「中長期にわたる自動車のビジネスサイクルに合致する研究開発資金の調達方法として、中長期の保有を前提とする種類株式の発行に向けた手続きを開始することとした」と説明されており、上場会社が発行する種類株式としては従来にないタイプのものであった⁽¹⁾。

また、平成26年3月に東京証券取引所マザーズに上場したCYBERDYNE(株)(以下、「CYBERDYNE」という)は、普通株式のほかにB種類株式を発行していた。同社の定款では普通株式の1単元の株式数は100株であるのに対し、B種類株式の1単元の株式数は10株とされており、B種類株式は普通株式に比べて10倍の議決権を有することになる。当該B種類株式は、同社の創業者である山海嘉之氏(以下、「山海氏」という)らが保有しており、IPO後においても創業者らによる圧倒的な議決権多数

の状況を保持したまま上場することに成功している。同社がこのような議決権種類株式の制度を採用したのは、同社が保有する人の身体能力を改善・補助・拡張するサイバニクス技術の軍事産業への転用といった危険があることから、資本市場から資金調達を行いつつ、先進技術の平和的な目的での利用を確保するためとされている。

従来、上場会社における種類株式の活用は非常に限定的なものであったが、前記のように、他の上場会社やこれから上場を目指す会社にとつて資本政策の選択肢を拡大する可能性を持った種類株式の新しい活用方法ともいべき事例が出てきている。

(1) ただし、別のプレスリリースによれば、A型種類株式の発行に伴う普通株式の希薄化を回避するためにA型種類株式の発行数と同数となる自己株式の取得を行うこととされており、A型種類株式の発行の主目的は中長期の「資金調達」というより、中長期の株式保有に意欲的な株主を集めることに主眼があるように思われる。現行法上、そのこと自体はなんら違法ではないが、会社が自らの株式の保有構造

種類株式に関する 法規制等

上場会社において種類株式を発行する場合、会社法上の規制に加え金融商品取引法および金融商品取引所の定めるルールに準拠することが必要である。

会社法上は、発行手続規制のほかに主として、①取締役または監査役の選任について内容の異なる種類株式を発行することはできない(会108①ただし書き)、②議決権制限株式の数は、発行済株式総数の2分の1を超えてはならない(会115)といった制約がある。また、東京証券取引所の有価証券上場規程においては、上場会社による種類株式の発行が、株主の権利およびその行使が不当に制限されるとして有価証券上場規程施行規則で定める場合に該当することが上場廃止事由とされている。これらの点については、詳しくは後述する。

また、本特集では、非上場会社における種類株式、種類株式の会計および税務の取扱いについても言及する。

については積極的に介入することの是非については別途議論がなされるべきであると考えられる。